仕　様　書

第１章　総　　則

（適用範囲）

第１条　この仕様書は、令和８年度下期国有農地草刈等業務（鹿児島市他）（以下「本業務」という。）に適用する。

２　本業務は、本仕様書第 11 条第１項に示す環境関係法令に基づくほか、各種法令等に基づき実施するものとする。

（目的）

第２条　本業務は、九州農政局が管理する国有農地における草刈、刈草等の廃棄処分、巡視点検及び防草シート敷設を目的とする。

（用語の定義）

第３条　この仕様書における用語の定義は、次の各号によるものとする。

（１）「監督職員」とは、発注者が本業務の施行について受注者に指示、または受注者との協議を行う者として、発注者が受注者に通知した者をいう。

（２）「管理責任者」とは、受注者が本業務の履行について、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、契約期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使する者として、発注者に通知した者をいう。

（３）「指示」とは、発注者の発議により監督職員が受注者又は管理責任者に対し、作業依頼書の通知を含め本業務における作業等の実施方針等を示して実施させることをいう。

（４）「協議」とは、監督職員と受注者又は管理責任者とが本業務における作業等の内容又は取扱い等について合議することをいう。

（業務概要）

第４条　本業務の概要は、次のとおりである。

（１）対象地の所在

本業務を行う対象の土地は、計画表（別紙）のとおりである。

（２）契約期間

契約締結の日から令和９年３月 15 日まで

（一般事項）

第５条　各種法令等に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

（１）現地立入り

草刈作業に係る現地立入りに際して作業予定対象地に近隣住宅がある場合は、受注者は、監督職員の指示に従い、「草刈作業のお知らせ」（別紙（記載例）参照）を参考に「草刈作業のお知らせ」（配布用）を作成の上、監督職員へ提示し、監督職員の承諾を得た後、近隣住民宅へ配布するものとする。配布が完了したら、受注者は監督職員へその旨を報告する。

（２）近隣住民等への配慮

作業の遂行に当たって、近隣住民、隣接土地には最大限配慮するとともに、トラブル等を惹起しないよう努めなければならない。なお、私有地への立入りは厳に禁止とする。

（３）管理責任者の通知

受注者は、本業務を実施するに当たって管理責任者を定め、その氏名及び連絡先を契約締結後速やかに監督職員に通知するものとする。また、管理責任者を変更したときも変更後速やかに通知するものとする。

（４）刈払機取扱作業者安全衛生教育修了証（写）の提出

受注者は、本業務において第７条１（１）に示す草刈作業に携わる者は刈払機取扱作業者安全衛生教育修了者を配置することとし、全員分の刈払機取扱作業者安全衛生教育修了証（以下「修了証」という。）（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 60 条の２、刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について（平成 12 年２月 16 日基発第 66 号））の写しを契約締結後速やかに監督職員に提出するものとする。また、作業に携わる者を追加または変更したときは作業日の前々日（週休日、祝日を除く）までに修了証の写しを提出するものとする。

第２章　作業依頼、作業完了等

（作業依頼、作業完了等）

第６条　作業の依頼については、監督職員が計画表（別紙）に基づいて作業依頼書（別紙様式第１号）（以下「依頼書」という。）を受注者へ提出するものとする。受注者は、依頼書に記載された履行期限までの作業完了を予定するものとし、作業開始日時、作業時間、作業従事者等予定した内容について作業予定届（別紙様式第２号）に記入の上、事前に監督職員へ提出し、予定したとおりに作業を履行するものとする。

なお、受注者は、作業の着手後、完了までにやむを得ず予定日を超えることとなった場合は、必ず予定日当日中に監督職員に速やかに連絡するとともに、監督職員の承諾を得るものとする。

２　受注者は、作業が完了したときは、作業完了届（別紙様式第３号）及び作業完了届（別紙）により、監督職員へ速やかに通知するものとする。

３　依頼書に記載する作業の履行期限は、依頼書提出日から起算して 30 日または契約期間の末日を超えないものとする。

４　受注者は、作業完了届等の通知を含め、全ての作業を契約期間の末日までに完了するものとする。

第３章　作業内容及び予定数量

（作業内容）

第７条　本業務における作業内容は、次のとおりである。

１　草刈作業

（１）雑草等の刈取り除去・集草

依頼書で指示した作業対象地（以下「対象地」という。）に繁茂する雑草の刈取り除去を行うこと。草刈後の仕上げ草高は５㎝以内とする。対象地内のすべての雑草を刈取り除去すること。刈取り除去した雑草及び既に除去された雑草等を集積すること。作業前、作業中、作業後それぞれの写真を提出すること。なお、箇所内に複数筆が存する場合は、筆ごとに写真を提出すること。

（２）廃棄物の搬出・処分

上記（１）で集積した雑草等を搬出し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び対象地が存する地域の廃棄物処分規則等に基づき適正に廃棄処分を行うこと。搬出・処分については、放火や近隣住民の苦情等に繋がることが無いよう、現地立入り日内に速やかに行うこと。搬出、処分それぞれの写真を提出すること。

ただし、農地管理の一環として、除去した雑草を機械により農地に鋤き込むことについては、監督職員に申し出た上で作業することを妨げない。または、草丈が比較的短い雑草を刈り取る場合で刈草を細断放置することについては、刈草の飛散又は火災の恐れがない場所等、周辺農地や住宅等への影響がないと認められる場合に限り、監督職員に申し出た上で作業することを妨げない。その場合は鋤き込み又は細断作業中の写真も提出すること。

（３）不法投棄、不法占有等への対応

対象地に大型ゴミ等の不法投棄又は工作物無許可設置等の不法占有が見受けられた際は、

写真撮影を行うとともに速やかに監督職員に報告すること。作業に支障がある場合は監督職員の指示に従うこと。

（４）天災・事故・鳥獣害等の発生時における対応

本業務の作業前又は作業中に不測の事態（作業者の怪我、他人への損害、ハチ類の出現等）が発生した場合は、直ちに監督職員に連絡し、その指示に従う。その場合において、別日に作業を再開することになった場合における追加の費用については、受注者の負担とする。

（５）対象地内の設置工作物等の取扱い

対象地内に境界標、電柱等の工作物等が設置されている場合は、これを破損することのないように注意して作業を実施することとし、誤って破損した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに原状に復旧すること。

なお、監督職員から指示があるときはその指示に従うこと。

（６）対象地への車両等の侵入

対象地内に作業に利用する小型特殊自動車（トラクタ、乗用草刈機等）以外の自動車等を侵入させないこと。

（７）公道の汚損、損傷等への対応、及び現場管理対応

作業の実施による公道の汚損、損傷、あるいは、第三者に被害を及ぼす行為を厳に行わないこと。

作業の着手から完了までに複数日の期間を要する場合は、当該期間中、適正な現場管理を行うこと。

２　巡視点検作業

（１）全景点検

できる限り一望できる場所から対象地を目視点検し、写真撮影を行うこと。全景が入り切らない場合は場所を変える等行い、必ず全景が把握できるよう複数枚に分けて撮影すること。

（２）立入り点検

対象地へ立入り、周回して目視点検及び対象地外周の写真撮影（四方向及び各辺一枚以上）を行うこと。合わせて、要所において草丈を 20cm 単位で確認できるよう写真撮影を行うこと。また、１の（５）に示す既設工作物等の破損・脱落その他異常の有無について確認するとともに、異常があれば写真撮影を行うこと。箇所内に複数筆がある場合は、筆ごとに写真撮影を行うこと。

（３）その他の対応等

その他の対応等については、上記１草刈作業の（３）～（７）と同じとする。

３　防草シート敷設作業

（１）防草シート等資材規格

使用する資材の規格は、下表のとおりとする。同等以上の規格であれば可とする。

使用する資材の入手前に、当該資材の規格を監督職員に提示し、事前に承諾を得ること。

品　　目	規　　格	備考
防草シート	素材：高密度ポリエステル長繊維不織布 厚み：1㎜ 質量：300g/m^2 引張強度(N)：ﾀﾃ 900　ﾖｺ 800 引裂強度(N)：ﾀﾃ 140　ﾖｺ 160 透水係数：1.0×10^{-2}cm/sec 遮光率：99.99% (谷口産業(株)の植樹防草シート T-1 を想定)	
固定ピン	角Ｕ型φ4㎜×W35㎜×H230㎜	
雑草抑制ワッシャ	ＰＥ樹脂製、φ80㎜	
防草シート専用接着剤	クロロプレンゴム系	
防草シート専用接着テープ（補助補修用）	ＰＶＣ（塩ビ）又はターポリンシート	

（２）防草シート敷設作業

作業場所の草刈作業は事前に完了することとし、草刈作業後７日以内に防草シート敷設作業に着手すること。

作業場所の事前の整形は特に行わない。

作業場所の形状に合わせて防草シート（以下、「シート」という。）を敷設する。計画表（別紙）の該当箇所を全面敷設すること。

シート同士を重ね合わせる際は接着シロを 10㎝以上とり、シート同士を隙間なく接着すること。接着には専用接着剤を主に使用し、補助・補修用として専用接着テープを使用する。

固定ピンは、１本につき雑草抑制ワッシャを１個組み合わせて打設すること。なお、打設については四方 500㎜以内のピッチとする。

特に、シートの縁部は暴風等による捲れが生じないよう、シートを地面との隙間なく固定すること。

ただし、採用するシートについてメーカーが推奨する工法がある場合は、その資料を監督職員に提出し、事前に承諾を得たうえで、メーカーが推奨する工法により設置することを妨げない。

作業前、作業中、作業後それぞれの写真を提出すること。

（３）その他の対応等

その他の対応等については、上記１草刈作業の（３）～（７）と同じとする。

(数量及び土地の表示)

第８条　草刈作業、巡視点検作業、防草シート敷設作業の予定対象土地、予定数量、作業箇所・面積、作業予定時期は計画表（別紙）で定める。

第４章　その他

（一括委任又は一括下請負等の禁止等）

第９条　受注者は、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、第７条に規定する全ての作業をいうものとする。

２　監督職員は、受注者に対して、本業務の履行に係る施工体制を随時確認要請できるものとする。受注者は、要請を受けた場合、施工体制、体制に係る構成員全員の氏名、所属、役職を明記した書面を監督職員へ速やかに提出するものとする。

（検査及び支払）

第 10 条　受注者は、依頼書で依頼を受けた作業を完了した場合は、作業完了届を作成の上、監督職員に速やかに提出し、発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

検査職員は、監督職員が作業完了届を受理してから起算して 10 日以内に検査を行うこととする。

なお、検査の結果、不合格のものについては、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

２　受注者は、本業務に係る月ごとのすべての作業完了分について検査に合格したときは、所定の手続きにより書面をもって発注者に当該月完了分代金の支払請求をすることができるものとする。また、本業務に係るすべての作業が完了し、すべて検査に合格したときは、未請求全額を発注者に支払請求するものとする。発注者は、適正な請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内（以下「約定期間」という。）に代金を受注者に支払わなければな

らない。
　ただし、受理した受注者の請求書が不適当なために受注者に返送した場合には、発注者が返送した日から受注者の適正な請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。
　なお、受注者は、契約時に発注者へ提示した契約金額の内訳書に基づいて請求金額を算定するものとする。

(環境への配慮)
第 11 条　環境への配慮
1　主な環境関係法令の遵守
　受注者は、本件の履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。
ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
イ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
2　環境配慮に関する特記事項
　受注者は、本件の履行に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。
ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理やウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

(打合せ)
第 12 条　受注者は作業等に当たり、必要に応じ監督職員と打合せを行うものとする。

(疑義)
第 13 条　本仕様書に定めのない事項及び本業務の実施について疑義が生じたときは、監督職員と協議し、その指示に従うものとする。

計　画　表

箇所No	筆No	所在			地目	地積（㎡）				施工面積（延べ）			位置図及び写真番号
		県名	市町名	地番等			R9年1月	2月	3月	草刈	巡視点検	防草シート敷設	
1	1	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市吉野町2787番	畑	783	草刈		巡視点検	783	783	0	1
	2	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市吉野町2788番	畑	833	草刈		巡視点検	833	833	0	
	小　　計					1,616							
2	3	鹿児島県	いちき串木野市	いちき串木野市八房4440番1	畑	225	草刈・防草シート		巡視点検	225	225	225	2
3	4	鹿児島県	日置市	日置市東市来町湯田字上水流3766番1	畑	747	草刈		巡視点検	747	747	0	3
4	5	鹿児島県	南さつま市	南さつま市加世田益山字掛ノ上7887番2	畑	339	草刈		巡視点検	339	339	0	4
5	6	鹿児島県	南さつま市	南さつま市加世田武田字柿本前1404番2	畑	467	草刈		巡視点検	467	467	0	5
草刈作業延べ面積（予定）　計						3,394	3,394	0	0	3,394			
巡視点検作業延べ面積（予定）　計							0	0	3,394		3,394		
防草シート敷設作業延べ面積（予定）　計							225	0	0			225	

（注意点）
1 施工予定月は、過去の草刈実績等を踏まえ、おおよその実施月を示しているものであり、雑草の繁茂状況を踏まえて依頼するため、施工予定月とは異なる月に依頼する場合がある。
2 国土調査や測量が済んでいない土地については登記簿上の地積による。
3 上記2の国土調査等が済んでいない土地が国土調査、測量で地積に変更があった場合は、依頼数量について契約期間内に変更することがある。

草刈作業のお知らせ（記載例）

別紙

日頃より、国有農地の管理につきましてご配慮いただき、誠にありがとうございます。
この度、以下の日時・場所で国有地の草刈作業を予定しております。
作業中は、刈払機等の機械を動かします。
何卒ご協力をよろしくお願い申し上げます。

日　　時　　令和〇年〇月〇日（〇）　〇時〇分～

場　　所　　〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇〇〇〇（以下概略図に示します）

作業時間　　約〇時間程度

作業人数　　〇人

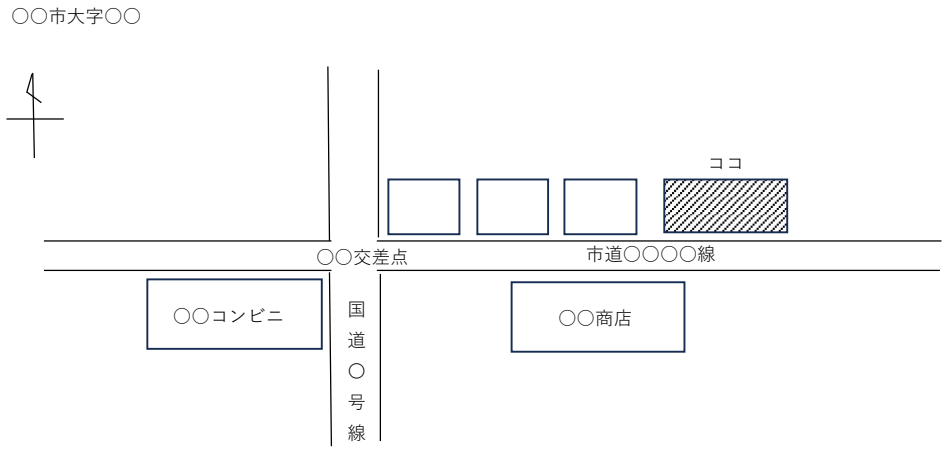
施工者

〒xxx-xxxx　〇〇県〇〇市・町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
作業責任者　〇〇〇〇

発注機関

〒860-8527　熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号
農林水産省 九州農政局 経営・事業支援部 農地政策推進課

（概略図）



作　業　依　頼　書

依頼第　　号
令和　年　月　日

殿

監督職員
九州農政局 経営・事業支援部
農地政策推進課　〇〇　〇〇
TEL:096-xxx-xxxx

下記のとおり作業を依頼します。

記

1　作業場所及び作業面積※

2　作業内容

3　履行期限　　令和　年　　月　　日まで

4　その他指示事項

※作業場所及び作業面積は、「計画表」の一箇所の筆の所在、面積を記載するものとし、本依頼書一件につき一箇所・作業を対象とする。

作　業　予　定　届

令和　年　　月　　日

監督職員
九州農政局 経営・事業支援部
農地政策推進課　○○　○○　殿

受注者

令和　年　月　日付け依頼第　　号で作業依頼のあったこのことについて、仕様書第６条第１項に基づき作業予定届を提出します。

記

１　作業場所、作業面積及び作業内容

２　作業開始予定日時及び予定作業時間
令和　　年　　月　　日　　時から約　時間

３　予定作業従事者等氏名※
作業責任者氏名　○○　○○　　緊急連絡先電話番号　xxx-xxxx-xxxx
作業従事者氏名　△△　△△
□□　□□

以上、計　　名

４　予定作業方法、予定使用機械名称及び台数（草刈作業の場合のみ）
予定作業方法　○○○○○○
予定使用機械名称
○○○○○○○　　○台

※予定作業従事者等氏名は作業場所で受託作業に当たるすべての者の氏名を記載するものとし、必ず作業責任者を指定し、合わせて作業責任者の緊急連絡先電話番号（携帯）を記載するものとする。

作　業　完　了　届

令和　　年　　月　　日

監督職員
九州農政局 経営・事業支援部
農地政策推進課　〇〇　〇〇　殿

受注者

　令和　年　月　日付け依頼第　　号で作業依頼のあったこのことについて、作業が完了したので仕様書第６条第２項に基づき提出します。

記

１　作業場所及び作業面積

２　作業内容

３　作業実施日時
　　令和x年xx月xx日　xx：xx　～　令和x年xx月xx日　xx：xx

令和８年度下期国有農地草刈等業務（鹿児島市他）

作業完了届（別紙）－草刈

写真（作業前）

写真（作業中）

写真（作業後）

1.対象地の所在

2.作業実施日時

令和　年　月　日　　：　　～

令和　年　月　日　　：

3.既存設置工作物等の状況

☐ 異常なし

☐ 異常あり

詳細：

※全景が入らない場合は全景が分かるようにそれぞれ複数枚を添付すること。
　枚数が多い場合は、複数頁で作成すること。

令和８年度下期国有農地草刈等業務（鹿児島市他）

作業完了届（別紙）－草刈

写真（搬出）

写真（処分）

1.対象地の所在

2.作業実施日時

令和　年　月　日　　：　　～

令和　年　月　日　　：

3.既存設置工作物等の状況

☐ 異常なし

☐ 異常あり

詳細：

※全景が入らない場合は全景が分かるようにそれぞれ複数枚を添付すること。
　枚数が多い場合は、複数頁で作成すること。

令和８年度下期国有農地草刈等業務（鹿児島市他）

作業完了届（別紙）－巡視点検

写真（全景）

写真（近景１）

写真（近景２）

※全景が入らない場合は全景が分かるように複数枚を添付すること。
　枚数が多い場合は、複数頁で作成すること。

1.対象地の所在

2.作業実施日時

令和　年　月　日　　：　　～

令和　年　月　日　　：

3.既存設置工作物等の状況

☐ 異常なし

☐ 異常あり

詳細：

令和８年度下期国有農地草刈等業務（鹿児島市他）

作業完了届（別紙）－防草シート敷設

写真（防草シート敷設作業前）

写真（防草シート敷設作業中）

写真（防草シート敷設作業後）

※全景が入らない場合は全景が分かるように複数枚を添付すること。
　枚数が多い場合は、複数頁で作成すること。

1.対象地の所在

2.作業実施日時

令和　年　月　日　　：　　～

令和　年　月　日　　：

3.既存設置工作物等の状況

☐ 異常なし

☐ 異常あり

詳細：

位置図１

① 鹿児島県鹿児島市吉野町２７８７番
② 鹿児島県鹿児島市吉野町２７８８番

Google Map



（※　赤い囲みの土地が施工地です。）

位置情報（GoogleMapより引用）　https://maps.app.goo.gl/QdE3spuDGc9vWqpq8

写真１

（※　下の写真は令和７年８月撮影、雑草の繁茂状況は写真のとおりではありません。）

②鹿児島県鹿児島市吉野町２７８８番を北西から撮影



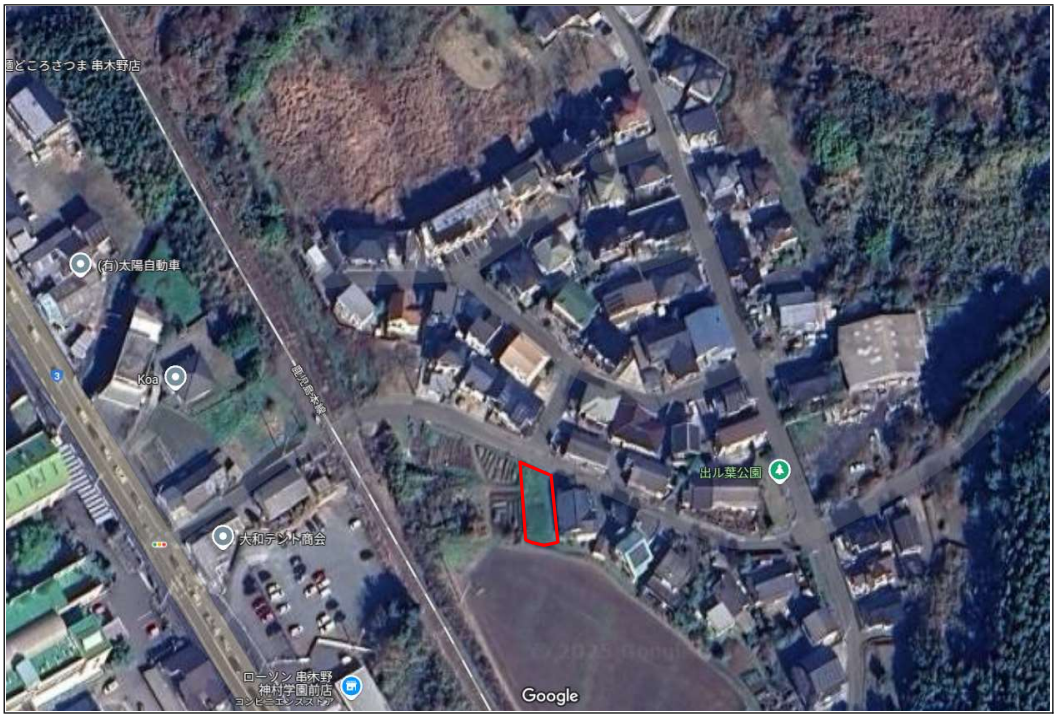
②鹿児島県鹿児島市吉野町２７８８番を南から撮影



位置図２

鹿児島県いちき串木野市八房４４４０番１

Google Map



（※　赤い囲みの土地が施工地です。）

位置情報（GoogleMapより引用）　https://maps.app.goo.gl/qecBiDLxTzv589y3A

写真２

（※　下の写真は令和７年２月撮影、雑草の繁茂状況は写真のとおりではありません。）

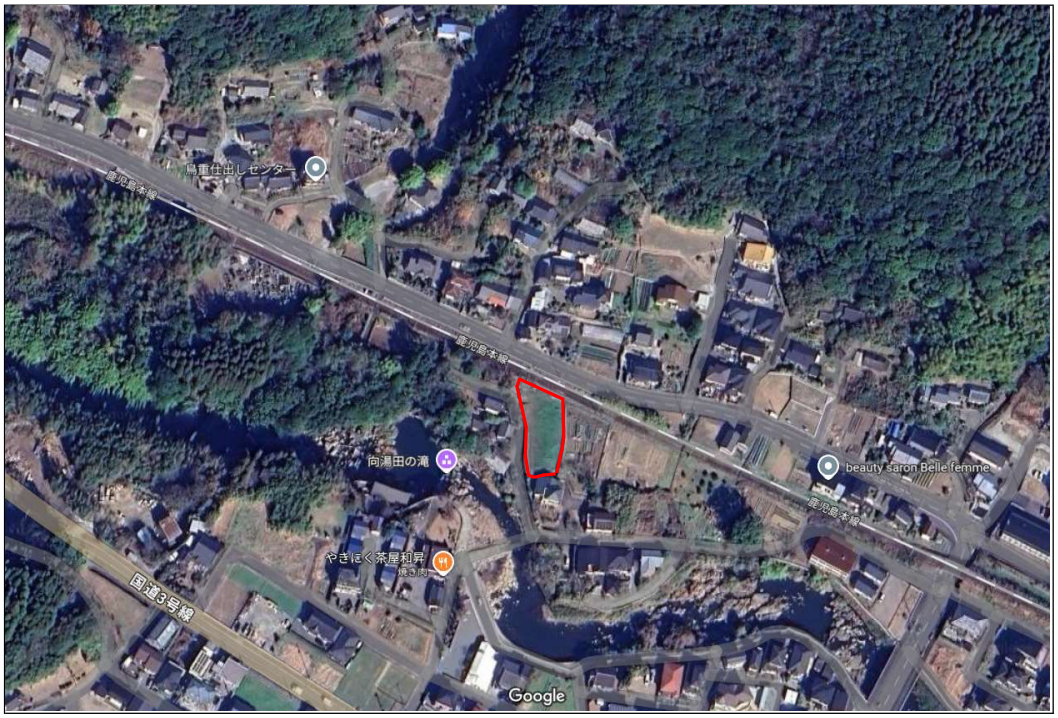
鹿児島県いちき串木野市八房４４４０番１を北から撮影



位置図３

鹿児島県日置市東市来町湯田字上水流３７６６番１

Google Map



（※　赤い囲みの土地が施工地です。）

位置情報（GoogleMapより引用）　https://maps.app.goo.gl/j3KkhD23yNY9LW6M7

写真３

（※　下の写真は令和７年３月撮影、雑草の繁茂状況は写真のとおりではありません。）

鹿児島県日置市東市来町湯田字上水流３７６６番１を北から撮影



鹿児島県日置市東市来町湯田字上水流３７６６番１を南から撮影



位置図４

鹿児島県南さつま市加世田益山字掛ノ上７８８７番２

Google Map



（※　赤い囲みの土地が施工地です。）

位置情報（GoogleMapより引用）　　https://maps.app.goo.gl/CKCzNmSYT1aammVG9

写真４

（※　下の写真は令和６年１０月撮影、雑草の繁茂状況は写真のとおりではありません。）

鹿児島県南さつま市加世田益山字掛ノ上７８８７番２を北から撮影



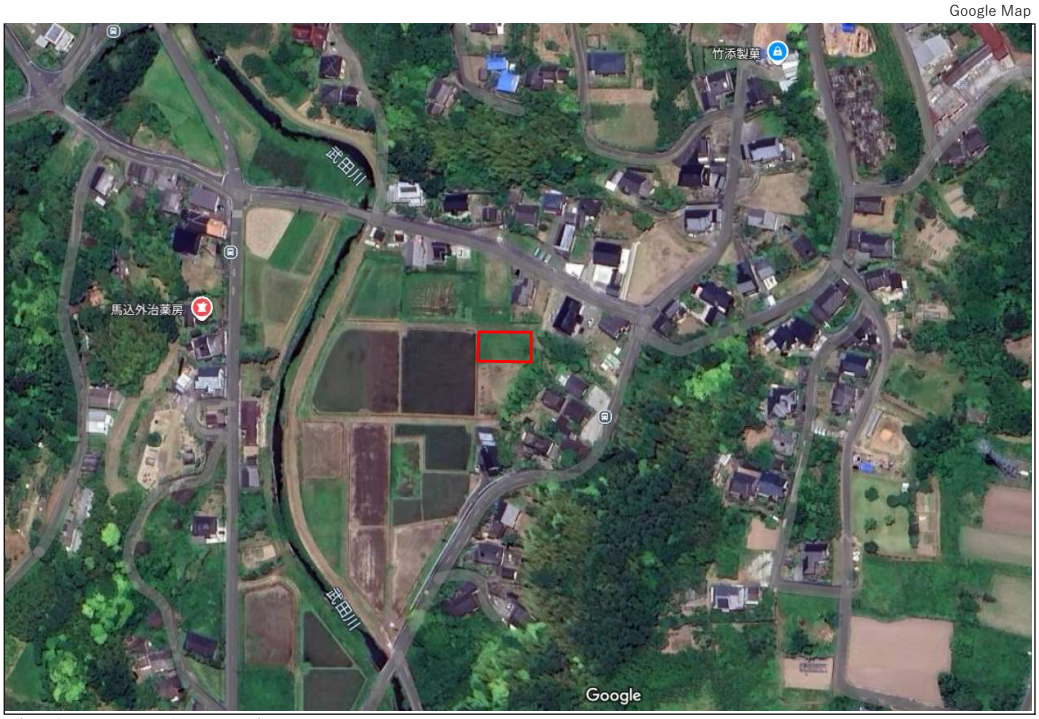
鹿児島県南さつま市加世田益山字掛ノ上７８８７番２を南から撮影



位置図５

鹿児島県南さつま市加世田武田字柿本前１４０４番２

Google Map



（※　赤い囲みの土地が施工地です。）

位置情報（GoogleMapより引用）　https://maps.app.goo.gl/HK553QC1sWz9AnqJ9

写真５

（※　下の写真は令和６年１１月撮影、雑草の繁茂状況は写真のとおりではありません。）

鹿児島県南さつま市加世田武田字柿本前１４０４番２を北から撮影



鹿児島県南さつま市加世田武田字柿本前１４０４番２を西から撮影

